

○内閣府令第三十一号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号ロ、第三条、第九十四条第二項及び第三項、第九十七条第四項、第九十四条の四第七項（同法第一百五條第二項において準用する場合を含む。）、第六六条、第六十四條の六並びに第六十四條の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条各号列記以外の部分並びに同条第二号イ及びロの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令  
 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>歩行補助車等の基準</b></p> <p><b>第一条</b> 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)<u>第一条各号列記以外の部分の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。              「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 高さ 百二十センチメートル</p> <p>二 「略」</p> <p>2 前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。</p> <p>一 特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車(通行させる者が乗車することができないものに限る。)で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長(その通行の場所が同一の都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長)の確認を受けたもの</p> <p>二 令第一条第二号に掲げる車</p> <p>3 令第一条第二号イの内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えないこととする。</p> <p>一 長さ 百九十七センチメートル</p> <p>二 幅 六十センチメートル</p> <p>4 令第一条第二号ロの内閣府令で定める基準は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)<u>第六十三条の三に規定する普通自転車の乗車装置(幼児用座席を除く。)</u>を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができないものであることとする。</p> <p>(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p><b>第一条の二</b> 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>(原動機を用いる軽車両)</p> <p><b>第一条の二の二</b> 法第二条第一項第十一号ロの内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 四・〇〇メートル</p> <p>ロ 幅 二・〇〇メートル</p> <p>ハ 高さ 三・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;"><b>歩行補助車等の基準</b></p> <p><b>第一条</b> 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)<u>第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 高さ 百九センチメートル</p> <p>二 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(原動機を用いる歩行補助車等の基準)</p> <p><b>第一条</b> 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)<u>第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 高さ 百九センチメートル</p> <p>二 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p><b>第一条の二</b> 道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)<u>第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</u></p> <p>「条を加える。」</p>

- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- イ 原動機として、電動機を用いること。
- ロ 歩きながら運転するものであること。
- ハ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

(自動車の種類)

第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大

自動車の種類	車体の大きさ等
〔略〕	
大型自動二輪車	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車(側車付きのものを含む)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
〔略〕	
備考	〔略〕

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面の下部(信号機に背面が設けられていない場合は、信号機の灯器の下方)又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置(歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置)に設けて行なうものとする。

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示しなればならない)。

- 〔一〕四 略
- 五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であつて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類
- 〔六・七 略〕

2 〔略〕

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 〔一〕法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。
- 二 免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
- 三 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

(自動車の種類)

第二条 〔同上〕

自動車の種類	車体の大きさ等
〔同上〕	
大型自動二輪車	総排気量〇・四〇〇リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車(側車付きのものを含む)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
〔同上〕	
備考	〔同上〕

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面の下部(信号機に背面が設けられていない場合は、信号機の灯器の下方)又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置(歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置)に設けて行なうものとする。

第十八条 〔同上〕

- 〔一〕四 同上
- 五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であつて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類
- 〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

(免許証の再交付の申請の手續)

第二十一条 〔項を加える。〕

3 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

〔一〕三 略

〔技能試験〕

第二十四条 〔155 略〕

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
〔略〕	〔略〕
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車

〔7・8 略〕

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十 法第一百四条の四第五項（法第一百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

〔2・3 略〕

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〔略〕

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

〔三・四 略〕

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

〔254 略〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

〔一〕三 同上

〔技能試験〕

第二十四条 〔155 同上〕

6 〔同上〕

免許の種類	自動車の種類
〔同上〕	〔同上〕
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができるとして大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限り）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という。）にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの）

〔7・8 同上〕

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十 法第一百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

〔2・3 同上〕

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一 〔同上〕

一 〔同上〕

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

〔三・四 同上〕

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

〔254 同上〕

(運転経歴証明書の再交付の申請)  
 第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

- 一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。
- 二 前条第一項の規定による届出をしたとき。
- 三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
- 四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真(都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる書類)を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 略〕

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
〔略〕	<p>法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。</p> <p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 通知をした年月日</p>
法第百四条の四第六項(法第百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付したとき。	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 運転経歴証明書の交付を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>三 運転経歴証明書の交付年月日</p>

(教習の時間及び方法)

第三十三条 〔1、4 略〕

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 技能教習については、次のとおりとする。
- 〔イ〜ト 略〕

(運転経歴証明書の再交付の申請)  
 第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

〔各号を加える。〕

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

第三十一条の三 〔同上〕

報告する場合	事項
〔同上〕	<p>法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。</p> <p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 通知をした年月日</p>
〔項を加える。〕	
〔同上〕	

(教習の時間及び方法)

第三十三条 〔1、4 同上〕

5 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 〔イ〜ト 同上〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

二 〔略〕

6 〔略〕

第三十九条の二 〔略〕

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条第一項に定める基準（令第一条第二号に掲げる歩行補助車等で原動機を用いるものにあつては、第一条第一項第二号、第三項及び第四項に定める基準）に適合するものであるかどうかを判定することによつて行ふ。

〔358 略〕

〔原動機を用いる軽車両の型式認定〕

第三十九条の二の二 原動機を用いる軽車両の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる軽車両の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行ふ。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「軽車両」と読み替えるものとする。

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定）

第三十九条の三 〔1・2 略〕

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定）

第三十九条の四 原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行ふ。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

（型式認定の手続等）

第三十九条の八 前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（普通自動車を限定する普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

二 〔同上〕

6 〔同上〕

第三十九条の二 〔同上〕

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行ふ。

〔358 同上〕

〔条を加える。〕

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定）

第三十九条の三 〔1・2 同上〕

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定）

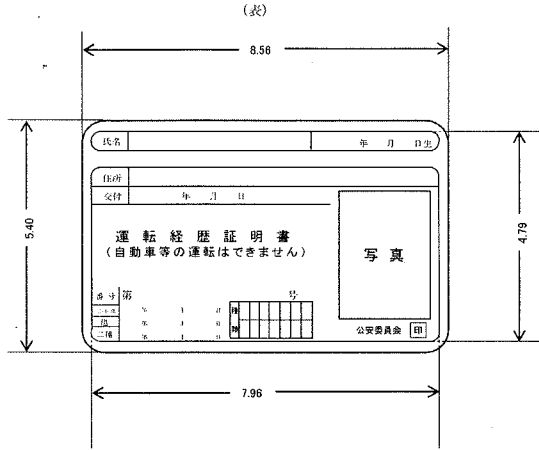
第三十九条の四 原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車いすが第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行ふ。

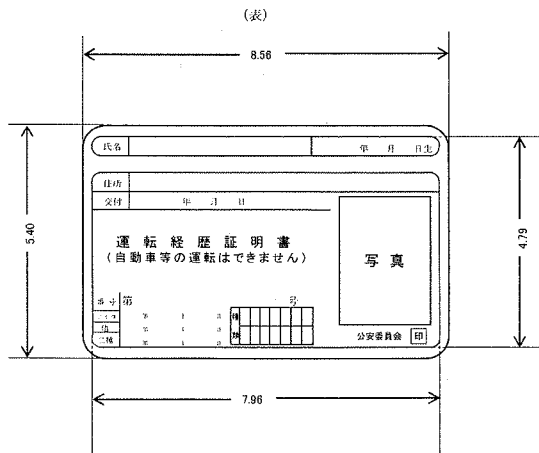
（型式認定の手続等）

第三十九条の八 前六条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第十九の三の十 (第三十条の十一関係)



別記様式第十九の三の十 (第三十条の十一関係)



別記様式第十七 (第二十一条関係)

運転免許証再交付申請書 年 月 日

公安委員会 氏名・生年月日 年 月 日

本籍・国籍等

住所

再交付を申請する理由

免許証の記載事項の変更の有無 有 無

交付公安委員会 平成 年 月 日 有効期間の末日

現に受けている免許 免許証番号 第 号

第一種免許	二小原	年 月 日	昭和	平成	令和
免許の種類	大 中 準 普 大 普 小 原 け 大 中 準 普 大 け	型 型 型 通 特 二 特 付 引 二 二 二 二	大型	準中型	普通
第一種免許	その他	年 月 日	昭和	平成	令和
第二種免許		年 月 日	昭和	平成	令和
仮免許		年 月 日		平成	令和
免許の条件					

(この線から下には記載しないこと。)

氏名・生年月日 年 月 日

本籍・国籍等

住所

交付 年 月 日 まで有効

免許の条件等

写真

2.6 9.0

備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かいぎで記載し、又は号数字で印字すること。  
2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は本籍等を記載すること。  
3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。  
4 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を〇で囲むこと。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十七 (第二十一条関係)

運転免許証再交付申請書 年 月 日

公安委員会 氏名・生年月日 年 月 日

本籍・国籍等

住所

再交付を申請する理由

交付公安委員会 平成 年 月 日 有効期間の末日

現に受けている免許 免許証番号 第 号

第一種免許	二小原	年 月 日	昭和	平成	令和
免許の種類	大 中 準 普 大 普 小 原 け 大 中 準 普 大 け	型 型 型 通 特 二 特 付 引 二 二 二 二	大型	準中型	普通
第一種免許	その他	年 月 日	昭和	平成	令和
第二種免許		年 月 日	昭和	平成	令和
仮免許		年 月 日		平成	令和
免許の条件					

(この線から下には記載しないこと。)

氏名・生年月日 年 月 日

本籍・国籍等

住所

交付 年 月 日 まで有効

免許の条件等

写真

2.6 9.0

備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かいぎで記載し、又は号数字で印字すること。  
2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は本籍等を記載すること。  
3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。  
4 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を〇で囲むこと。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考表中「」の記載は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

〔略〕

備考 [1~11 略]

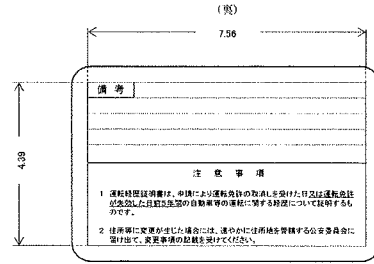
12 この表において、AT限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。

13 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

14 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

15 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 〔略〕



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

〔同上〕

備考 [1~11 同上]

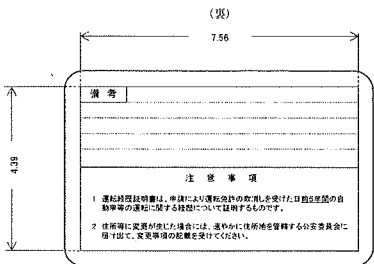
〔加える。〕

12 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

13 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 〔同上〕



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。  
(大型自動二輪車等に関する経過措置)
- 2 この府令の施行の際現に普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)を受けており、かつ、定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車(以下「電動大型自動二輪車」という。)の運転に従事している者(この府令の施行の日(以下「施行日」という。)前に電動大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため電動大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。)に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日(その日以前に大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)を受けた者(附則第四項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。))については、その運転免許を受けた日)までの間は、電動大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。
- 3 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、この府令による改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」という。)第二十四条第六項の規定にかかわらず、道路交通法(以下「法」という。)第九十七条第二号に掲げる事項について行う運転免許試験において電動大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定による運転免許試験に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときは、その者が運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定しなければならない。
- 5 前項の規定による限定は、法の規定(罰則を含む。)の適用については、法第九十一条の規定による限定とみなす。
- 6 この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者で、法第六十八条第一項第一号及び第九十六条第一項の規定により大型二輪免許を与えないこととされ、及び大型二輪免許の運転免許試験を受けることができないこととされているものは、これらの規定にかかわらず、附則第三項の規定による大型二輪免許の運転免許試験を受け、かつ、附則第四項の規定による限定が付された大型二輪免許を受けることができる。
- 7 附則第三項の規定により大型二輪免許の運転免許試験を受けようとする者は、この府令の施行の際現に電動大型自動二輪車の運転に従事している者に該当することを証明する書類を新府令別記様式第十二の運転免許申請書に添付しなければならない。
- 8 この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転免許に付されている条件のうち、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構(以下「AT機構」という。)がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車(総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。)及び普通自動二輪車に限るものとすることは、運転することができず、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車に限ることとするものとみなす。
- 9 当分の間、新府令第二十四条第六項の表大型二輪免許の項中「大型自動二輪車」とあるのは、「大型自動二輪車(運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車に限る大型二輪免許にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上のもの)」とする。
- 10 この府令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 11 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 12 この府令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。  
(様式に関する経過措置)
- 13 運転免許証再交付申請書及び運転経歴証明書の様式については、新府令別記様式第十七及び別記様式第十九の三の十の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。